

新型コロナウイルスに関連した感染症について  
関係省庁における対応状況一覧

3月30日（月）18時

(1) 内閣官房

- ・ 1月23日、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」ポータルサイトを開設
- ・ 1月27日、首相官邸ホームページにて「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」を公開
- ・ 2月7日、「オリパラに向けた感染症対策に関するワーキンググループ（第4回）」を開催し、関係省庁、東京都、組織委員会等の構成員間で、新型コロナウイルス感染症に関する関係機関の対応状況を共有。
- ・ 2月7日、ホストタウン登録自治体等に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する事務連絡を発出
- ・ 2月13日、「オリパラに向けた新型コロナウイルス感染症対策に係る政府・競技団体間連絡会議」を開催し、内閣官房オリパラ事務局とスポーツ庁が共同で相談窓口を設置
- ・ 2月21日、内閣官房オリパラ事務局及びスポーツ庁の連名で、JOC、JPSA、組織委員会あて、代表選考会等開催時の新型コロナウイルス感染症対策の検討、実施を要請する事務連絡を発出
- ・ 2月26日、内閣官房オリパラ事務局及びスポーツ庁の連名で、JOC、JPSA、組織委員会あて、代表選考会等（今後2週間に予定される全国的なもの）の中止、延期又は規模縮小等を要請する事務連絡を発出
- ・ 2月26日、ホストタウン登録自治体等に対し、事前合宿等での感染症対策の実施要請について連絡
- ・ 2月27日、beyond2020 プログラム認証事業者及びbeyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、認証事業の実施に関する考え方について連絡
- ・ 2月28日、beyond2020 プログラム認証組織に対し、認証事業の開催に関する考え方について連絡
- ・ 3月10日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案」閣議決定
- ・ 3月10日、内閣官房オリパラ事務局及びスポーツ庁の連名で、JOC、JPSA、組織委員会あて、代表選考会等（今後概ね10日間に予定される全国的な

- もの) の中止、延期又は規模縮小等を要請する事務連絡を発出
- ・ 3月11日、ホストタウン登録自治体等に対し、事前合宿等での感染症対策の実施要請について連絡
  - ・ 3月11日、beyond2020 プログラム認証事業者及び認証組織並びに beyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、認証事業の実施に関する考え方について連絡
  - ・ 3月13日、主要な経済団体等に対し、2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮について要請
  - ・ 3月13日・14日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」公布・施行

## (2) 内閣府

- ・ 1月31日、実施機関（公益財団法人児童育成協会）に対し、企業主導型保育施設における新型コロナウイルスへの対応について周知を依頼し、実施機関から企業主導型保育事業実施者へ周知を実施
- ・ 1月27日、新型コロナウイルス感染症に関するインターネット広告を開始。その他、テレビや新聞での広告を順次実施
- ・ 2月3日、自治体に対し、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について認定こども園への周知を依頼
- ・ 2月14日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 2月14日、企業主導型保育施設における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、実施機関（公益財団法人児童育成協会）を通じて周知
- ・ 2月17日、自治体に対し少子化対策イベント等における新型コロナウイルス感染症への対応等について周知
- ・ 2月19日、認定こども園において園児等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、自治体に周知
- ・ 2月25日、認定こども園において園児等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、内容を更新し、自治体に周知
- ・ 2月25日、自治体に対し少子化対策イベント等を中止した場合の取扱いについて周知
- ・ 2月26日、認定こども園における感染拡大防止のための留意点について、自治体に周知
- ・ 2月26日、企業主導型保育施設について、子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、感染拡大防止のための留意点、イベン

ト開催の取扱い等について、実施機関を通じて周知

- ・ 2月27日、新型コロナウイルス感染症に伴う保育所等の臨時休園等の際の利用者負担額について日割り計算とする府令改正等を実施
- ・ 2月27日、認定こども園の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について、自治体に周知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症に伴い企業主導型保育施設を臨時休園した場合の運営費等の取扱いについて、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての認定こども園の対応について、自治体に周知
- ・ 2月28日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 2月28日、企業主導型保育施設について、新型コロナウイルスにより臨時休園等した場合の運営費及び利用料の取扱いについて、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、企業主導型保育施設における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、企業主導型保育施設に対し、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した保育所等の対応について、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、企業主導型保育施設に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い幼稚園や小学校が臨時休業した場合の子どもの預かりについて、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について、自治体に周知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業の取扱い及び特例措置について、実施団体（公益社団法人全国保育サービス協会）を通じて周知
- ・ 3月2日、自治体に対し少子化対策イベント等の開催に当たり「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」を踏まえた対応を取るよう周知
- ・ 3月3日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業等に関連しての子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に対する財政措置について、自治体に周知
- ・ 3月3日、地域子供の未来応援交付金における新型コロナウイルス感染症への対応について、自治体に周知

- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する追加の財政措置について、自治体に周知
- ・ 3月6日、企業主導型保育施設に対し、保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて、実施機関を通じて周知
- ・ 3月11日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 3月12日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 3月13日、幼保連携型認定こども園園児指導要録等における臨時休業等の扱いについて、自治体に周知
- ・ 3月16日、各都道府県に対し「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾」に係る令和元年度子ども・子育て支援交付金の変更交付申請手続等について連絡

### (3) 警察庁

- ・ 1月15日、警備第二課長を長とする対策室を設置
- ・ 1月26日、警備局長を長とする対策本部に改組
- ・ 1月30日、次長を長とする対策本部に改組

### (4) 金融庁

- ・ 1月30日、「金融庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 1月31日、中国に拠点を有する本邦金融機関の営業状況等について把握（継続）
- ・ 2月3日、ホテル三日月（勝浦市）の退避邦人からの両替のニーズに対し、地域金融機関と連携して対応
- ・ 2月7日、全金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応（要請）」を发出
- ・ 2月10日、金融商品取引法に基づく開示書類について、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することを認めるため、所管の財務（支）局に相談するよう金融庁ウェブサイトにおいて公表。
- ・ 2月10日、東京証券取引所等に対し、取引所規則に基づく決算短信等についても、決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、確定次第、開示することで差支えない旨を上場会社宛てに通知することを要請。
- ・ 2月19日、全金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の国内感

染拡大防止に係る対応について（要請）」を发出

- ・ 2月25日、全金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえた対応について（要請）」を发出
- ・ 2月28日、金融機関等との取引に関する相談等を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置
- ・ 3月6日、全預金取扱金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援に係る大臣談話の公表、大臣名による要請文を发出
- ・ 3月13日、保険会社等に対して、「新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について（要請）」を发出
- ・ 3月16日、大臣が全国銀行協会等の代表と面会の上、改めて資金繰り支援を要請
- ・ 3月17日、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた健全性基準上の確認」を金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 3月18日、東京証券取引所は投資者の投資判断に影響を与える情報の適時・適切な開示を要請
- ・ 3月18日、上場会社及び上場候補会社に対する柔軟な取り扱いを公表
- ・ 3月19日、資金繰り支援に係るリーフレットを当庁ウェブサイトに公表の上、今後、全国の自治体、商工団体等の各団体に配布
- ・ 3月24日、預金取扱金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）」を发出
- ・ 3月24日、適正な市場機能と取引の公正の確保について大臣談話の公表
- ・ 3月27日、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた金融機関による事業者支援等の対応事例を、金融庁ウェブサイトにおいて公表するとともに、預金取扱金融機関に対して周知

#### (5) 消費者庁

- ・ 1月31日、消費者庁ウェブサイトにおいて感染予防法として咳エチケットや手洗いなどが推奨されていることや消費者に冷静な対応をお願いしたい旨を発信。
- ・ 2月5日、長官会見及び消費者庁ウェブサイトにおいて転売目的の購入は望ましくない旨を呼び掛け。
- ・ 2月6日、デジタル・プラットフォーマー各社にマスク等の適切な取引の確保に向けた協力依頼を发出し、あわせてその旨を消費者庁ツイッターにて発信

- ・ 2月19日、消費者団体等に対して、「職員の方が休みやすい環境整備に向けて（協力依頼）」を通知文にて発出
- ・ 2月20日、「消費者庁新型コロナウイルス感染症対策会議」を開催
- ・ 2月26日、マスク等の転売目的の購入は望ましくない旨、消費者に対して呼びかけ、デジタル・プラットフォーマー各社への協力依頼
- ・ 3月10日、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する、改善要請及び一般消費者への注意喚起を実施
- ・ 3月10日、消費者庁ウェブサイト及びツイッターにおいて、3月15日以降、マスクの転売が禁止になる旨を周知すると共に、国民生活センター及び全国の消費者行政担当部局へ、本政令の改正を踏まえた協力依頼を事務連絡として発出
- ・ 3月13日、消費者庁ツイッターにおいて、「新型コロナウイルスの感染予防対策情報」などとして、不確かな情報がチェーンメッセージ（チェーンメール）として拡散していることに関する注意喚起を発信

#### （6）復興庁

- ・ 1月31日、こまめな手洗い、マスクの着用等の対応を心がけるよう、庁内周知
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する庁内の緊急連絡体制を構築
- ・ 2月25日、事務次官を長とする「新型コロナウイルス感染症復興庁対策委員会」を設置
- ・ 2月26日、対策委員会において時差出勤・テレワークの推進、テレビ会議システムの活用、被災3県との情報共有等に係る取組を決定し、庁内に周知
- ・ 2月27日、政府の新型コロナウイルス対策本部が決定した基本方針の内容等について、被災3県の復興部局及び復興五輪部局に情報提供
- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症復興庁対策本部を開催し、復興大臣より、被災自治体や関係省庁と連携の上、復興の進捗への影響等について状況把握に努めるとともに、適切な対応をとるよう指示

#### （7）総務省

- ・ 1月30日、「新型コロナウイルス感染症総務省対策本部」を設置
- ・ 1月30日、地方公共団体や放送・通信・郵便事業者に対し、情報提供を実施

#### （8）消防庁

- ・ 1月16日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月26日、救急企画室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第一次応

急体制)

- ・ 1月28日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認する事務連絡を发出
- ・ 1月30日、消防庁長官を長とする消防庁対策本部を設置
- ・ 2月1日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行後の消防機関における対応を確認する通知を发出
- ・ 2月4日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、厚生労働省から新たに示された「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件等を踏まえた消防機関における対応を確認する通知を发出
- ・ 2月12日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルスを含む感染症対策をまとめたチラシ（内閣広報室・厚生労働省作成）を送付し、掲示・周知等の協力を依頼
- ・ 2月15日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、救急隊員の新型コロナウイルス感染事例が発生したことも踏まえ、2月4日に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促す事務連絡を发出
- ・ 2月19日、消防庁関係団体（26団体）に対し、テレワークや時差出勤の積極的な活用を促し、厚生労働省がとりまとめた「相談・受診の目安」を周知する通知を发出
- ・ 2月19日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、可能な範囲でのテレワークの活用を促す事務連絡を发出
- ・ 2月19日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、厚生労働省がとりまとめた「相談・受診の目安」を周知する事務連絡を发出
- ・ 2月25日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を周知する事務連絡を发出
- ・ 2月25日、消防庁関係団体（26団体）に対し、厚生労働省がとりまとめた「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を周知
- ・ 2月25日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を周知する事務連絡を发出
- ・ 2月25日、都道府県消防防災主管部（局）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえて消防法令上の各種免状に係る再講

習の開催を延期等した場合における、各種免状の取扱いに係る運用を確認する通知を発出

- ・ 2月26日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、改めて、可能な範囲でのテレワークの活用を促す事務連絡を発出
- ・ 2月26日、消防庁関係団体（26団体）に対し、改めて、テレワークの積極的な活用や感染拡大防止策を促す事務連絡を発出
- ・ 2月26日、消防庁が主催する以下のイベントの中止を決定し、都道府県消防防災主管部（局）に対し、その旨を周知する通知を発出
  - ・ 令和元年度消防功労者消防庁長官表彰式
  - ・ 令和元年度総務大臣感謝状贈呈式（消防団関係）及び令和元年度防災功労者消防庁長官表彰式
  - ・ 令和元年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）
- ・ 2月27日、消防庁関係団体（26団体）に対し、消防庁が主催するイベントの一部中止及び令和元年度に主催する会議・検討会等の取扱い（感染防止対策や規模縮小の上実施）について周知し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や「新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）における安倍総理発言」を踏まえた対応を促す事務連絡を発出
- ・ 2月27日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえて患者等搬送乗務員適任証や応急手当指導員に係る講習の開催を延期等した場合に、各種認定の有効期限を一定期間延長するなど適切に取り扱うよう依頼する通知を発出
- ・ 2月27日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、令和2年春季全国火災予防運動の実施にあたり「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や「新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）における安倍総理発言」を踏まえた対応を促す事務連絡を発出
- ・ 2月27日、都道府県防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、イベント等の開催についての安倍総理大臣発言を周知
- ・ 2月28日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、改めて感染防止対策の徹底を図るとともに、消防機関が移送することとなった場合の移送先医療機関の決定等に困難が生じることのないよう、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促す事務連絡を発出
- ・ 2月28日、3月初旬に開催予定だった消防大学校における講義は、2教科1コースについては中止し、1教科についてはe-ラーニング等によ



る代替措置を講じる決定をした旨の事務連絡を各都道府県消防防災主管課に対し発出

- ・ 2月28日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）における安倍総理発言」を周知するとともに、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組を促す事務連絡を発出
- ・ 2月28日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）における安倍総理発言」を周知するとともに、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組を促す事務連絡を発出（消防大学校における講義の中止・代替措置についても周知）
- ・ 3月2日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱い及び「新型コロナウイルス感染症対策本部（第16回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月2日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱い及び「新型コロナウイルス感染症対策本部（第16回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月4日、3月初旬に開講を予定していた消防大学校における講義のうち、新任教官科第13期については、e-ラーニング及び短期のスクーリング（3/23～24）による代替措置を講じる方針を決定した旨の事務連絡を発出（スクーリングの開催可否は3/16に判断）
- ・ 3月4日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部等に対し、経済産業省より発出された「トイレットペーパーに係るメッセージ」について、地域住民に密着した消防職員及び消防団員への周知を図るとともに、地域の実情に応じて、紙媒体、HP等による情報提供など、住民への周知を促す事務連絡を発出
- ・ 3月4日、消防庁関係団体（26団体）に対し、経済産業省より発出された「トイレットペーパーに係るメッセージ」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月5日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、文部科学省から発出されている一斉臨時休業中の児童生徒の外出に係る通知等を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月5日、消防庁関係団体（26団体）に対し、文部科学省から発出されている一斉臨時休業中の児童生徒の外出に係る通知等を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月6日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、

- 雇入時の健康診断及び定期健康診断について、厚労省が別途指示するまでの間、実施時期を延期して差し支えない旨周知する事務連絡を発出
- ・ 3月6日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いを周知するとともに、職員全体の働く場の確保等を図るよう促す事務連絡を発出
  - ・ 3月6日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月6日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月9日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、農林水産省より発出された「新型コロナウイルス感染症への対応に関するメッセージ」を周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月9日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症対策本部（第18回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月9日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、総務省より発出されたテレワーク導入支援に係る通知について周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月9日、消防庁関係団体（26団体）に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断について、厚労省が別途指示するまでの間、実施時期を延期して差し支えない旨周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月9日、消防庁関係団体（26団体）に対し、農林水産省より発出された「新型コロナウイルス感染症への対応に関するメッセージ」を周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月9日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第18回）における安倍総理発言」及び新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休暇の取扱いについての人事院通知の一部改正を周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月9日、消防庁関係団体（26団体）に対し、各省庁が発出している通知について周知する事務連絡を発出
  - ・ 3月10日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策（第2弾）の決定に関する事務連絡を発出

- ・ 3月10日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いの職員への周知を促す事務連絡を发出
- ・ 3月10日、消防庁関係団体（26団体）に対し、厚生労働省や経済産業省が作成した、事業者向け助成金等に関するリーフレットを周知する事務連絡を发出
- ・ 3月11日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月11日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、窓口対応について集団感染防止の観点から留意すべき事項を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月11日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、消防職員採用試験について試験日程の配慮等を促す通知を发出
- ・ 3月11日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ―第2弾―」が決定された旨や同対策本部における安倍総理発言等を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月11日、消防庁関係団体（26団体）に対し、住民基本台帳事務等を取り扱う市区町村窓口における新型コロナウイルス感染症への対応に係る総務省事務連絡を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月12日、消防庁関係団体（26団体）に対し、経済産業省が作成した事業者向けリーフレットをはじめ、各省庁が发出した通知等について周知する事務連絡を发出
- ・ 3月13日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、3月11日に厚生労働省が发出した健康診断実施時期に関する通知を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月13日、消防庁関係団体（26団体）に対し、3月11日に厚生労働省が发出した健康診断実施時期に関する通知を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月13日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた海外渡航に係る注意事項（外務省发出）をはじめとする各省庁の通知等について周知する事務連絡を发出
- ・ 3月16日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立・施行したこと、及び感染拡大防止の観点から納期の延期等を行った

事業等について、広く繰越し事由として取り扱う旨財務省から示されていることを周知する事務連絡を发出

- ・ 3月16日、各都道府県消防防災主管課に対し、消防大学校における新任教官科第13期の短期スクーリング実施について周知する事務連絡を发出
- ・ 3月16日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立・施行したこと、及び3月14日（土）の総理大臣会見の内容を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月16日、消防庁関係団体（26団体）に対し、地方公共団体で講じられている新型コロナウイルスに対する中小企業者への支援策（窓口、補助金等）に関して、経済産業省からの情報提供を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月17日、4月17日に予定していた消防研究センター等の一般公開の開催を中止する旨をホームページ上で公表するとともに、全国の消防本部あてに周知
- ・ 3月18日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、消毒用アルコールの火災予防上の安全な取扱いについて注意喚起を要請するとともに、消毒用アルコールの製造・貯蔵等に対して迅速かつ弾力的な運用を行うよう求める通知を发出

#### （9）法務省

- ・ 1月31日、法務省ホームページに、新型コロナウイルス感染症に係る法務省の取組等関連特設ページを開設
- ・ 2月10日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、新型コロナウイルス感染症対策資料【日本語版】（内閣広報室及び厚生労働省作成）を配付し、注意喚起
- ・ 2月17日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、新型コロナウイルス感染症対策資料【英語版及び中国語版】（内閣広報室及び厚生労働省作成）を配付し、注意喚起
- ・ 2月19日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症に対する対応について周知文を发出（通知）」を发出
- ・ 2月20日、「法務省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 2月25日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について（連絡）」を发出
- ・ 2月26日、省内及び地方支分部局等に対し、「新型コロナウイルス感染症対応に係る早出遅出勤務・テレワーク勤務の実施等について（通

知)」を発出

- ・ 3月2日、省内及び地方支分部局等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（依命通知）」を発出
- ・ 3月6日、省内及び地方支分部局等に対し、「法務省所管施設内における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び感染拡大の防止に向けた会議等の自粛等について（通知）」を発出

(10) 出入国在留管理庁

- ・ 1月25日、地方出入国在留管理局に対し、中華人民共和国への渡航者に対する注意喚起のポスターを出国審査場等へ掲示するよう指示する通知を発出
- ・ 1月29日、地方出入国在留管理局に対し、中国からの直行便を利用した乗員・乗客の上陸審査等に従事する職員については、マスクを着用させ、うがい及び手洗いを徹底させるよう指示する通知を発出
- ・ 1月31日、地方出入国在留管理局に対し、2月1日から新型コロナウイルス感染症の外国人患者は出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第1号に規定する上陸拒否事由に該当することとなり、検疫所と連携して対応するよう指示する通知を発出
- ・ 1月31日、厚生労働省から検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいて過去14日以内の発生国滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を発出
- ・ 1月31日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の外国人患者は入管法第5条第1項第1号に規定する上陸拒否事由に該当することとなる旨を航空会社等に周知するよう依頼する事務連絡を発出
- ・ 1月31日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1号第14号の適用に関する閣議了解の内容について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 1月31日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 2月3日、地方出入国在留管理局に対し、中華人民共和国湖北省において居住すると認められる外国人及び同省において発行された同国旅券を所持すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 2月4日、地方出入国在留管理局、自治体、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本貿易振興機構等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の発表情報や在留外国人向けのスマートフォン

用アプリ等についての情報を提供

- ・ 2月12日、地方出入国在留管理局に対し、同日付け閣議了解及び政府の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を受けて、入管法第5条第1項第14号の適用の対象となる者の範囲を追加したことから、同号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
- ・ 2月12日、地方出入国在留管理局に対し、中華人民共和国湖北省及び浙江省において居住すると認められる外国人並びに両省において発行された同国旅券を所持すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 2月14日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染防止に係る厳格な上陸審査の徹底について指示
- ・ 2月14日、地方出入国在留管理局に対し、検疫法第34条の感染症の種類として指定された新型コロナウイルス感染症の患者の取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 2月16日、地方出入国在留管理局に対し、香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人については、特段の事情がない限り、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解することについて航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 2月26日、地方出入国在留管理局に対し、同日付け閣議了解を踏まえた入管法第5条第1号第14号の適用に係る上陸審査における対応について指示する通知を发出
- ・ 2月26日、厚生労働省から同日付け閣議了解を受けた検疫対応への協力に関する対象地域の追加に係る依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいて過去14日以内の大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡への滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出
- ・ 2月26日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1号第14号の適用に関する同日付け閣議了解の内容について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 2月26日、地方出入国在留管理局に対し、大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡において居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 2月27日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症対応に係る早出遅出勤務・テレワーク勤務の実施等について取り組むよう依頼する通知を发出
- ・ 2月28日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナ

ウイルス感染症の感染予防等に関する啓発資料の掲示等を行うよう依頼する通知を发出

- ・ 2月28日、地方出入国在留管理局に対し、各地方出入国在留管理官署における窓口混雑緩和対策、帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い及び在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて指示する通知を发出するとともに、その概要を法務省ホームページで公表
- ・ 2月28日、市区町村に対し、窓口混雑緩和対策として在留諸申請の受付期間を延長することに伴う本件対象者に係る情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いに係る通知を发出
- ・ 3月4日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、収容施設における感染症拡大防止に努めるよう指示する通知を发出
- ・ 3月6日、地方出入国在留管理局に対し、同月5日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表及び同月6日付け閣議了解を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
- ・ 3月6日、厚生労働省から同日付け閣議了解等を受けた検疫対応への協力に関する対象地域の追加に係る依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいて過去14日以内の大韓民国慶尚北道の一部地域とイラン・イスラム共和国のコム州等への滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出
- ・ 3月6日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1号第14号の適用に関する同日付け閣議了解等の内容について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 3月6日、地方出入国在留管理局に対し、大韓民国慶尚北道の一部地域とイラン・イスラム共和国のコム州等において居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 3月6日、東京出入国在留管理局等に対し、同日付け閣議了解を受け、大韓民国、香港及びマカオの旅券を所持するTTP利用希望者の登録申請に係る取扱いを指示する通知を发出
- ・ 3月8日、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の周知等の徹底に係る協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、中華人民共和国及び大韓民国への渡航者に対する注意喚起のポスターの出国審査場等への掲示等を指示する通知を发出
- ・ 3月9日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、在留資格認定証明書の有効期間を作成年月日から6か月

とする取扱いに関する通知を发出。

- ・ 3月10日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表及び閣議了解を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
- ・ 3月10日、厚生労働省から同日付け閣議了解等を受けた検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいて過去14日以内のイラン・イスラム共和国のマーザンダラン州等、イタリア共和国ロンバルディア州等及びサンマリノ共和国への滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出
- ・ 3月10日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1号第14号の適用に関する同日付け閣議了解等の内容について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 3月10日、地方出入国在留管理局に対し、イラン・イスラム共和国のマーザンダラン州等、イタリア共和国ロンバルディア州等及びサンマリノ共和国において居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 3月10日、地方公共団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る一元的相談窓口での臨時的体制に対する外国人受入環境整備交付金の交付限度額の引き上げに関する通知を发出
- ・ 3月11日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点を踏まえ、処分結果に係る通知書に記載する出頭期限を当面の間、出頭に必要な期間等を考慮しつつ、可能な限り、長めの期間を設定するよう指示する通知を发出
- ・ 3月12日、地方出入国在留管理局に対し、申請等取次者からの在留申請オンラインシステムの利用申出について、当分の間、郵送による受付を認めることとする通知を发出
- ・ 3月16日、地方出入国在留管理局に対し、各地方出入国在留管理官署における更なる窓口の混雑緩和策として、本年4月中に在留期間の満了日等を迎える外国人からの在留諸申請における取扱いについて指示する通知を发出するとともに、その概要を法務省ホームページで公表
- ・ 3月16日、市区町村に対し、窓口混雑緩和策として本年4月中に在留期間の満了日等を迎える外国人からの在留諸申請の受付期間を延長することに伴う本件対象者に係る情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いに係る通知を发出

(11) 外務省



- ・ 1月6日（1件）、8日（1件）、9日（2件）、14日（3件）、20日（2件）及び21日（2件）に感染症スポット情報を発出
- ・ 1月21日、中国に対して感染症危険情報レベル1を発出
- ・ 1月22日、感染症スポット情報及び感染症広域情報を発出
- ・ 1月23日、中国に対して発出している感染症危険情報レベル1に関し、武漢市をレベル2に引き上げ
- ・ 1月23日、武漢市を所管する在中国大使館に対策本部を設置
- ・ 1月24日、中国に対して発出している感染症危険情報レベル1又はレベル2（武漢市）に関し、武漢市を含む湖北省全域をレベル3に引き上げ
- ・ 1月24日、外務本省でタスクフォースを立ち上げ
- ・ 1月24日、湖北省に感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出。その他中国全域はレベル1（注意喚起）
- ・ 1月25日、在中国大使館に武漢市在留邦人向けホットラインを開設。その他中国全域はレベル1（注意喚起）
- ・ 1月26日、タスクフォースを領事局長をヘッドとする対策室に格上げ
- ・ 1月26日、湖北省の滞在者に帰国希望者調査を発出。また、在中国大使館職員（10名、在中国大使館特命全権公使・医務官を含む。）を派遣
- ・ 1月26日、総理が、中国政府との調整が整い次第、チャーター機などあらゆる手段を追求して希望者全員を帰国させることを発表。日中外相電話会談を行い、中国側に協力を要請
- ・ 1月27日、感染症広域情報を発出
- ・ 1月27日、在中国大使館職員（10名、在中国大使館特命全権公使・医務官を含む。）が武漢市入り
- ・ 1月29日早朝、チャーター機が東京に向け出発。206人が同日午前8時40分頃、羽田空港に到着
- ・ 1月29日、武漢天河国際空港にて、チャーター便で武漢まで輸送した支援物資（マスク・手袋・防護服等）を中国側に引き渡し
- ・ 1月30日、感染症広域情報を発出
- ・ 1月30日午前6時頃、チャーター機第2便が東京に向け出発。210人が同日9時頃、羽田空港に到着。第1便同様、現地の在留邦人及び中国に対する支援物資（防護服、ゴーグル等）を搬送
- ・ 1月31日午前8時頃、チャーター機第3便が東京に向け出発。149人が同日10時30分頃、羽田空港に到着。中国に対する支援物資（防護服、ゴーグル等）を搬送
- ・ 1月31日、中国全土（湖北省は「レベル3」のまま）に感染症危険情報「レベル2」（不要不急渡航自粛勧告）を発出

- ・ 2月3日、浙江省温州市が市民の外出制限・高速道路一部封鎖を発表（2日）したことを受け改めてスポット情報を発出
- ・ 2月4日、JAL 及び ANA の減便・運休発表（4日）を受け、改めてスポット情報を発出
- ・ 2月6日、中国各地における移動制限拡大を受け、一時帰国や中国への渡航の一時延期の積極的な検討要請を含むスポット情報を発出
- ・ 2月7日、チャーター機第4便が武漢市に到着。Google、防護服等の支援物資を搬送（中国向け）。同日、第4便は198名の乗客を乗せ、午前10時12分に帰国
- ・ 2月8日、武漢市において重度の肺炎を発症し入院していた邦人1人がご逝去、大使館で諸支援（中国側医療機関は死因を「ウイルス性肺炎」と判断）
- ・ 2月12日、早期の一時帰国や中国への渡航延期の至急の検討要請を含むスポット情報を発出
- ・ 2月14日、浙江省温州市の感染症危険レベルを3（渡航中止勧告）に引き上げ
- ・ 2月17日、チャーター機第5便到着。1月29日以降計828人帰国（うち邦人720人）。帰国希望の全邦人が帰国。支援物資搬送（邦人・中国向け）
- ・ 2月22日、韓国・大邱広域市及び慶尚北道の一部地域における新型コロナウイルス感染症例の急増について感染症スポット情報を発出

#### (12) 財務省

- ・ 1月17日、税関に対し、武漢直行便の旅客に対応する職員はマスク等を着用するほか、うがい・手洗いを徹底するように指示
- ・ 1月20日、税関に対し、武漢直行便に限らず、全ての中国からの直行便について、上記の対応を徹底するように指示
- ・ 1月30日、2次感染の防止に万全を期すため、全ての入出国旅客等に対応する職員について、上記等の対応を徹底するように改めて指示
- ・ 1月30日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、開催
- ・ 1月30日、「関税局新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置の上、税関でも、遅滞なく対策本部を設置するよう指示するとともに、行動計画に準じて必要な対策を実施するように指示
- ・ 1月31日、税関に対し、入出国旅客等に対応する職員について、健康状態の確認の徹底と、罹患が疑われる職員には、迅速かつ確実な医療機関等の受診を指示
- ・ 2月3日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部（第2回）」を開

催

- ・ 2月7日、政策金融機関等に対し、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等を内容とする配慮要請を実施。その際、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対しては、セーフティネット貸付等を活用することも、併せて要請
- ・ 2月10日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部（第3回）」を開催
- ・ 2月14日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を踏まえ、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において特別相談窓口を設置
- ・ 2月14日、関係省庁において、新型コロナウイルス感染症を日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の衛生環境激変対策特別貸付の対象に指定（貸付対象業種は飲食店営業、喫茶店営業、旅館業）
- ・ 2月25日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部（第4回）」を開催
- ・ 3月2日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部（第5回）」を開催
- ・ 3月3日、税関に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関連する貨物については、優先して通関するとともに輸出入通関手続について簡易な通関等を認めて差し支えない旨を指示（3月4日に当該事項を税関HPに掲載し、関係者への周知を実施）

(13) 文部科学省

- ・ 1月6日、大学病院に対し注意喚起を実施
- ・ 1月16日、文部科学省関係機関に対して情報提供や協力要請等を実施
- ・ 1月21日、関係閣僚会議後直ちに文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を開催し、文部科学省関係機関への情報提供や協力・緊急連絡体制の構築要請等を実施
- ・ 1月23日、文部科学省関係機関に対する武漢市への不要不急の渡航の自粛に関して要請
- ・ 1月24日、教育委員会や大学等に対し、手洗い等の感染対策を含めた注意喚起の事務連絡を発出。
- ・ 1月28日、教育委員会や大学等に対し、感染症にかかった児童生徒等への出席停止の扱い等について事務連絡を発出
- ・ 1月29日、教育委員会や大学等に対し、中国から帰国した児童生徒等への対応について通知を発出
- ・ 1月29日、日本人留学生に対するメッセージを発信

- ・ 1月29日、文部科学省HPに新型コロナウイルス関連特設ページを開設
- ・ 1月30日、大学等に対し、大学入学者選抜の実施に関し、感染した場合等の受験生への配慮について事務連絡を发出
- ・ 2月3日、政府全体の方針等を踏まえ「中国から帰国した児童生徒等への対応について」（令和2年1月29日付通知）を更新するとともに、いじめや偏見等の相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」等を周知。さらに、教育委員会等に対し、高等学校入学者選抜における対応について事務連絡を发出
- ・ 2月4日、スポーツ関係団体に対して注意喚起をするとともに、国際競技大会等の延期等についての情報を収集し、スポーツ庁に報告するよう依頼
- ・ 2月5日、日本人留学生に向けた奨学金の扱いに関するメッセージを発信
- ・ 2月6日、中国から帰国した児童生徒等への対応に関する学齢簿の弾力的な取扱いについて事務連絡を发出
- ・ 2月7日、新型コロナウイルスに関する遺伝子組換え実験を行う場合のカルタヘナ法上の大臣確認について、2月3日に申請のあった2件について確認決定
- ・ 2月7日、正しい知識に基づく感染対策、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見の防止等のため的大臣メッセージを公表
- ・ 2月10日、政府全体の方針等を踏まえ「中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10現在）」を教育委員会や大学等に対し改めて通知
- ・ 2月13日、教育委員会や大学等に対し、浙江省から帰国した児童生徒等についても湖北省から帰国した児童生徒等と同様の扱いにする旨の事務連絡を发出
- ・ 2月14日、日本人留学生及び外国人留学生に関する対応や関連情報を1つにまとめわかりやすくした事務連絡（これまで依頼してきた事項に加え、大学入学者選抜や履修登録上の配慮、新規渡日者への情報提供等を含めたもの）を发出
- ・ 2月18日、教育委員会や大学等に対し、①学校における臨時休業の考え方、②発熱等の風邪の症状がみられる時には自宅休養するなどの感染症対策について事務連絡を发出
- ・ 2月19日、教育委員会等に対し、高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について事務連絡（第2報）を发出
- ・ 2月20日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急研究に対して、科学研究費助成事業特別研究促進費による助成を行うことを決定

- ・ 2月25日、教育委員会や大学等に対し、①学校における出席停止や臨時休業等の考え方（第2報）、②学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について事務連絡を発出
- ・ 2月26日、全国的なスポーツ・文化イベント等について中止、延期または規模縮小等の措置を要請
- ・ 2月28日、教育委員会等に対し、①新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について通知を発出するとともに、②一斉臨時休業に関するQ&A（3月5、9、11、13日、17日更新）、③臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報、④臨時休業に関しての幼稚園の対応について事務連絡を発出
- ・ 2月28日までに、新型コロナウイルスに関する遺伝子組換え実験を行う場合のカルタヘナ法上の大臣確認申請について、のべ4件の確認を決定
- ・ 3月2日、臨時休業期間中における放課後児童クラブ等の活用による子供の居場所の確保について依頼するとともに、臨時休業期間における学習支援コンテンツを紹介する「子供の学び応援サイト」を開設
- ・ 3月4日、小・中・高等学校等における臨時休業の実施状況に関する調査結果を公表
- ・ 3月6日、「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について」を公表し各地域における取組事例等を紹介
- ・ 3月10日、全国的なスポーツ・文化関係イベント等の自粛等の取組の継続について要請
- ・ 3月10日、ユネスコ主催「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休校措置に係るハイレベル会合」において、学校の全国一斉臨時休業の必要性及び臨時休業期間中の学習支援の取組について国際的に発信
- ・ 3月13日、卒業式のシーズンを迎え、萩生田文部科学大臣からのメッセージ「この春卒業を迎える皆さんへ」を公表。また、内閣官房、厚生労働省、経済産業省と連携し、経済団体・業界団体の長に対し、就職活動及び内定者への特段の配慮について要請
- ・ 3月13日、「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について」を更新し公表
- ・ 3月16日、新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・高等学校等における臨時休業の状況等について、調査結果を公表
- ・ 3月16日、臨時休業期間における学習支援コンテンツを紹介する「子供の学び応援サイト」に、子供の読書活動を推進するため「子供の読書キャンペーン」特設ページを開設
- ・ 3月17日、新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意

点について周知

- ・ 3月17日、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した子供の居場所の確保等に関する各自治体の取組状況等について、調査結果を公表
- ・ 3月20日、大規模なスポーツ・文化イベント等に関し、引き続き主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められること等について周知

(14) 厚生労働省

- ・ 1月6日、自治体、医師会、検疫所に対し、中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月17日、自治体、医師会、検疫所、航空会社に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月22日、航空会社等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症について、協力を依頼
- ・ 1月23日、自治体に対し、新型コロナウイルスに関する検査対応について、協力を依頼
- ・ 1月23日、自治体に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力を依頼
- ・ 1月23日、検疫所に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について依頼
- ・ 1月23日、航空会社等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力を依頼
- ・ 1月24日、出入国在留管理庁に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の周知等の徹底について協力を依頼
- ・ 1月28日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症及び検疫感染症と定める政令を閣議決定
- ・ 1月28日、関係団体に対し、マスクの安定供給等について協力を依頼
- ・ 1月28日、厚生労働省の電話相談窓口を設置
- ・ 1月31日、自治体に対し、保育所等における新型コロナウイルスへの対応について保育所等への周知を依頼
- ・ 2月1日、自治体に対し、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」を発出
- ・ 2月3日、自治体に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」を発出
- ・ 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表

- ・ 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- ・ 2月20日、自治体に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」を発出
- ・ 2月21日、経済団体に対し、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について要請
- ・ 2月24日、自治体に対し、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」を発出
- ・ 2月25日、新型コロナウイルス クラスター対策班を設置
- ・ 2月26日、感染拡大防止に向けて労使団体へ協力要請
- ・ 2月27日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して保育所等や放課後等デイサービス事業所等の対応について、事務連絡を発出
- ・ 2月28日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して児童福祉施設等の対応について、事務連絡を発出
- ・ 2月28日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う理容師養成施設及び美容師養成施設の対応について、事務連絡を発出
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲を拡大
- ・ 3月3日、マスクの売渡し指示及び北海道への優先配布について公表
- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査に取り組む企業等の相談窓口を設置
- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について要請
- ・ 3月9日、新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースの申請受け付け開始
- ・ 3月10日、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について、関係団体に対して要請
- ・ 3月10日、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置を追加実施
- ・ 3月10日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施
- ・ 3月13日、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンターを設置
- ・ 3月13日、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒

業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮について要請

- ・3月18日、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付を開始

(15) 農林水産省

- ・1月9日及び16日、動物検疫所本所から各支所に対して、現場で検査を行う職員に自らの健康管理に注意をするように指示
- ・1月15日、「新型コロナウイルスとの関連が疑われる肺炎に関する情報連絡室」を設置
- ・1月17日及び24日、庶務課長会議で新型コロナウイルスに関して省内に情報共有
- ・1月21日、27日、29日、30日、31日、2月4日、5日、7日、12日、13日、14日、17日及び26日、新型コロナウイルスに関する省内連絡会議を開催し、省内に情報共有
- ・1月23日、植物防疫所本所から各支所等に対して、現場で検査を行う職員に自らの健康管理に注意をするように指示
- ・1月24日、所管する関係団体等に対し、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房）」ポータルサイト設置について周知
- ・1月27日、所管する業界団体等に対し、帰国希望調査（外務省）について周知
- ・1月30日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部を設置・開催。
- ・1月30日、新型コロナウイルスに関する関係省庁連絡会議において、農林水産省の職員派遣等の対応状況を報告
- ・1月30日からチャーター機により中国から帰宅した邦人が宿泊する施設（①勝浦ホテル三日月（勝浦市）②西ヶ原研修合同庁舎（東京都北区）③警察大学校（府中市）④税関研修所（柏市）⑤国立保健医療科学院（和光市）⑥税務大学校（和光市））に対し、食事（弁当等）（※1・2）及び飲食料品（野菜ジュース、水、お茶等）（※3）を提供
  - （※1）農林水産省による食事の提供は、①④⑤⑥の施設のみ
  - （※2）サラダ類の要望が多いことから、順次対応。（2月4日以降、全施設で対応）
    - 2月7日（金）以降、デザートとしてヨーグルトとプリンを交互に提供
    - 2月9日（日）以降、メニュー内容に応じてカットフルーツを提



供

(※3) 食料支援要請に対し、159,630点を提供済

- ・ 1月30日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部員等連絡会議を開催し、情報共有及び体制構築を確認
- ・ 2月3日、派遣職員への支援策として、各研修施設に情報端末機器（パソコン）を設置（本省（霞が関）との情報共有体制の整備）
- ・ 2月3日、新型コロナウイルスに関する九州農政局対策本部を設置、開催（第1回）
- ・ 2月4日、派遣職員への後方支援として、省内関係部局が全面的に派遣職員をサポートする体制を構築
- ・ 2月4日、派遣職員をサポートのため、税関研修所（柏市）における食事情を調査
- ・ 2月5日、派遣職員をサポートのため、ホテル三日月（勝浦市）における食事情を調査
- ・ 2月5日、新型コロナウイルスに関連した感染症に対する農林水産省の対応（取組）について省ホームページに掲載
- ・ 2月6日、派遣要員をサポートのため、税務大学校（和光市）における食事情を調査
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（第2回）開催
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する北海道農政事務所対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する北陸農政局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する近畿農政局対策本部を設置、開催（第1回）
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する中国四国農政局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する北海道森林管理局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する東北森林管理局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する関東森林管理局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する中部森林管理局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する近畿中国森林管理局対策本部を設置

- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する四国森林管理局対策本部を設置
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する九州森林管理局対策本部を設置
- ・ 2月19日及び20日、所管する関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策（環境整備※感染の拡大防止に向けた行動）について周知
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部（第1回）開催し、情報共有、感染症対策について周知及び当局主催のイベントについて延期等の検討を指示
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する北陸農政局対策本部（第2回）を開催し、北陸農政局の体制構築を確認
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する中国四国農政局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する北海道森林管理局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する東北森林管理局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する関東森林管理局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する中部森林管理局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する近畿中国森林管理局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する四国森林管理局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する九州森林管理局対策本部（第1回）開催
- ・ 2月21日、新型コロナウイルス感染症対策（環境整備※感染の拡大防止に向けた行動）のうち、省（地方農政局及び森林管理局含む。）主催にて開催のイベント等（3月までに計画されているもの。）について検討
- ・ 2月21日、新型コロナウイルス感染症対策に係る環境整備として、時差出勤の導入及びテレワークの拡充について、本省及び地方局等職員を対象に25日から実施することを決定（25日から実施）
- ・ 2月21日、新型コロナウイルス感染症対策（環境整備※イベント開催の

取扱い等)について、各局庁及び各地方農政局等に所管団体に対しその趣旨について周知するよう通知

- ・ 2月25日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部(第3回)開催
- ・ 2月25日、時差出勤の導入及びテレワークの推進について、各局庁及び各地方農政局等の所管団体に対しその趣旨について周知するよう通知
- ・ 2月25日、新型コロナウイルスに関する北海道農政事務所対策本部(第2回)開催
- ・ 2月25日、新型コロナウイルスに関する北陸農政局対策本部(第3回)を開催し、農林水産省対策本部(第3回)の内容を周知
- ・ 2月25日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部(第2回)を開催し、情報共有及び職員に対して最大限の防除対策を講じることを指示
- ・ 2月25日、新型コロナウイルスに関する近畿農政局対策本部(第2回)を開催し、情報共有を継続
- ・ 2月25日、新型コロナウイルスに関する中国四国農政局対策本部(第2回)開催
- ・ 2月26日、水産庁は自治体に対し、「水産業協同組合の通常総会の開催時期について」を通知
- ・ 2月26日、新型コロナウイルス感染症対策(環境整備※イベント開催の取扱い等)について、政府対策本部(第14回)の総理発言を踏まえ、各局庁及び各地方農政局等の所管団体に対しその趣旨について改めて周知し、強かに呼びかけるよう通知
- ・ 2月26日、新型コロナウイルスに関する省内連絡会議において、イベント開催の取扱い及びマスク等、事業継続が困難と見込まれる物資の特定等について、対応とフォローアップを確認
- ・ 2月26日、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部(第2回)開催
- ・ 2月27日、新型コロナウイルスに関する九州農政局対策本部(第2回)を開催し、情報共有を継続
- ・ 2月27日、新型コロナウイルスに関する四国森林管理局対策本部(第2回)開催
- ・ 2月27日、新型コロナウイルスに関する北海道森林管理局対策本部(第3回)開催
- ・ 2月27日、水産庁は自治体に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応した漁船保険事業の円滑な運営について」及び「新型コロナウイルス

ルス感染症の影響に対応した漁業共済事業及び漁業収入安定対策事業の円滑な運営について」を通知

- ・ 2月28日、新型コロナウイルスに関する農林水産省関連の影響調査（農林水産物、食品製造、流通業（外食・中食を含む）等において、関係業界団体を通じた聞き取り調査）を実施
- ・ 2月28日、林野庁は自治体に対し、「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の通常総会の開催時期について」を通知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルスに関する関東森林管理局対策本部（第3回）開催
- ・ 2月28日、新型コロナウイルスに関する中部森林管理局対策本部（第3回）開催
- ・ 3月2日、新型コロナウイルスに関する北海道農政事務所対策本部（第3回）開催
- ・ 3月2日、新型コロナウイルスに関する近畿中国森林管理局対策本部（第3回）開催
- ・ 3月2日、新型コロナウイルスに関する北海道森林管理局対策本部（第4回）開催
- ・ 3月2日、新型コロナウイルスに関する関東森林管理局対策本部（第4回）開催
- ・ 3月2日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（第4回）開催
- ・ 3月2日、新型コロナウイルスに関する四国森林管理局対策本部（第3回）開催
- ・ 3月2日、大臣官房参事官（経理）は工事発注部局に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」を通知
- ・ 3月3日、消費・安全局が、消費者庁と連名で、各都道府県等に対し、食品表示法の弾力的運用を通知。
- ・ 3月3日、これまで農水省への持参を求めていた EPA 協定に基づく関税割当申請書を、郵送でも受け付けることを HP 上で公表
- ・ 3月3日、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部（第3回）開催
- ・ 3月3日、新型コロナウイルスに関する九州農政局対策本部（第3回）を開催し、情報共有を継続
- ・ 3月3日、新型コロナウイルスに関する北海道森林管理局対策本部（第5回）開催

- ・ 3月4日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（第5回）開催
- ・ 3月4日、新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部（第4回）開催
- ・ 3月4日、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部（第4回）開催
- ・ 3月4日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部（第4回）を開催し、情報共有及び管内の農林水産業等への影響調査の継続を指示
- ・ 3月4日、新型コロナウイルスに関する北陸農政局対策本部（第5回）を開催し、農林水産省対策本部（第5回）の内容を周知
- ・ 3月4日、新型コロナウイルスに関する北海道森林管理局対策本部（第6回）開催
- ・ 3月4日、林野庁は自治体に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事、業務及び森林整備事業等の一時中止措置等の解釈及び打合せ・検査の対応について」を通知
- ・ 3月5日、新型コロナウイルスに関する近畿農政局対策本部（第4回）開催
- ・ 3月5日、新型コロナウイルスに関する九州農政局対策本部（第4回）を開催
- ・ 3月5日、新型コロナウイルスに関する北海道森林管理局対策本部（第7回）開催
- ・ 3月5日、新型コロナウイルスに関する四国森林管理局対策本部（第4回）開催
- ・ 3月6日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（第6回）開催
- ・ 3月6日、新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部（第5回）開催
- ・ 3月6日、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部（第5回）開催
- ・ 3月6日、新型コロナウイルスに関する北陸農政局対策本部（第6回）を開催し、農林水産省対策本部（第6回）の内容を周知
- ・ 3月6日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部（第5回）を開催し、情報共有及び管内の農林水産業等への影響調査の継続を指示
- ・ 3月6日、新型コロナウイルスに関する近畿農政局対策本部（第5回）開催
- ・ 3月6日、新型コロナウイルスに関する東北森林管理局対策本部（第3

回) 開催

- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症に係る農業者や食品事業者等からの相談に適切に対応するため、各地方農政局等に相談窓口を設置
- ・ 3月9日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（第7回）開催
- ・ 3月9日、新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部（第6回）開催
- ・ 3月9日、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部（第6回）開催
- ・ 3月9日、新型コロナウイルスに関する北陸農政局対策本部（第7回）を開催し、農林水産省対策本部（第7回）の内容を周知
- ・ 3月9日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部（第6回）を開催し、情報共有及び管内の農林水産業等への影響調査の継続を指示
- ・ 3月9日、新型コロナウイルスに関する中国四国農政局対策本部（第3回）開催
- ・ 3月9日、新型コロナウイルスに関する九州農政局対策本部（第5回）を開催
- ・ 3月9日、消費・安全局が、消費者庁と連名で、各都道府県に対し、米トレーサビリティ法の弾力的運用を通知。
- ・ 3月9日、食料産業局と政策統括官が連名で、各団体に対し、米トレーサビリティ法の弾力的運用について周知する通知を发出
- ・ 3月12日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部（第7回）を開催し、情報共有及び管内の農林水産業等への影響調査の継続を指示
- ・ 3月13日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（第8回）開催
- ・ 3月13日、新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部（第7回）開催
- ・ 3月13日、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部（第7回）開催
- ・ 3月13日、新型コロナウイルスに関する北陸農政局対策本部（第8回）を開催し、農林水産省対策本部（第8回）の内容を周知
- ・ 3月13日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部（第8回）を開催し、情報共有、ガイドライン等の周知及び管内の農林水産業等への影響調査の継続を指示
- ・ 3月13日、農林水産省（食料産業局・生産局・林野庁・水産庁）所管業界において新型コロナウイルスの感染者発生時の対応、業務継続に係る

#### ガイドラインについて公表

- ・ 3月16日、新型コロナウイルスに関する九州農政局対策本部（第6回）を開催

#### 《北海道現地対策本部に関する情報》

- ・ 3月8日、新型コロナウイルス対策に関する農林水産省北海道現地対策本部を設置。（本部長：伊東農林水産副大臣、副本部長：北海道農政事務所長、本部員：本省から5名職員を派遣）北海道内で農林漁業者から新型コロナウイルス感染者が出た場合のガイドラインの策定等を進めていく。
- ・ 3月9日、伊東本部長は、鈴木道知事及び農林漁業関係者（ホクレン、JA北海道中央会等）と意見交換を実施。農林漁業従事者から感染者が出た場合の対応策について、①ウイルスは食品を介して波及するものではない。②まん延防止、風評被害の払拭に努める。③週内にガイドラインを策定するとの考えを示す。

#### (16) 経済産業省

- ・ 1月24日、所管する業界団体等に対し、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房）」ポータルサイト設置について周知
- ・ 1月26日、所管する業界団体等に対し、「湖北省に在留している邦人のみなさまへ（帰国希望者調査（その1））（外務省）」について周知
- ・ 1月27日、所管する業界団体等に対し、「湖北省に在留している邦人のみなさまへ（帰国希望者調査（その2））（外務省）」について周知
- ・ 1月27日、大臣より帰国希望調査について中小企業関係団体等に周知
- ・ 1月28日、厚労省と共同で関係団体に対し、マスクの安定供給等について協力を依頼
- ・ 1月29日、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構及び各地方経済産業局等に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者からの経営上の相談を受付開始
- ・ 1月31日、「経済産業省・新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 2月7日、関係省庁（内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁）においては、政府系金融機関等に対して、適時適切な貸出、返済猶予等の既往債務の条件変更等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等の配慮要請。その際、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公

庫に対しては、セーフティネット貸付を活用も、併せて要請

- ・ 2月14日から、経営基盤の弱い下請等中小企業に対する影響を最小限とするため、大臣名で業界団体代表者に、不当な取引条件の押しつけがないよう、親事業者の必要な配慮等について要請開始。
- ・ 2月14日、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の経営に支障が生じる可能性を踏まえて、特別相談窓口を設置するよう日本政策金融公庫に対して要請を行い、日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、セーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を今後の影響が懸念される事業者にまで拡大。
- ・ 2月14日、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめ、プレスリリースを実施。
- ・ 2月20日、一般社団法人日本自動車工業会（豊田章男会長）、一般社団法人日本自動車部品工業会（岡野教忠会長）、経済産業省が共同で、自動車サプライチェーンへの今後の影響拡大の可能性に備え、対応に万全を期す観点から、自動車メーカー、部品メーカー、政府が連携し、業界大の迅速な情報共有や必要となる対応策を検討する「新型コロナウイルス対策検討自動車協議会」を立ち上げ。
- ・ 2月20日、経済産業省の各関係課から関係業界団体及び法人等（計948団体）に対し加盟各社へ、「従業員の方が休みやすい環境整備に向けて（協力依頼）」を周知するよう依頼。
- ・ 2月26日、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣から、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた労使団体（日本経済団体連合会 中西会長、日本商工会議所 三村会頭、経済同友会 櫻田代表幹事、日本労働組合総連合会 神津会長）への協力要請等（テレワーク・時差通勤等）を実施。
- ・ 2月28日、影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定。指定地域は47都道府県。
- ・ 2月28日、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点、中小企業庁及び地方経済産業局等における土・日の中小企業・小規模事業者からの経営上の相談体制を整備。
- ・ 3月2日、株式会社日本貿易保険において、貿易保険の手続きの期限猶予等の対応を発表。



- ・ 3月5日、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をとりまとめプレスリリース。
- ・ 3月6日、影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号を発動することを決定。緊急的に40業種を指定。
- ・ 3月9日、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省、及び経済産業省は、産業界やCivic Tech団体と協力し、新型コロナウイルス感染症対策に対応した企業による支援情報等のデータを標準化し、公開する「#民間支援情報ナビ」プロジェクトを開始。
- ・ 3月10日、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長と連名で関係団体を通じ、要請
- ・ 3月10日、影響を受けやすい下請等中小企業との取引において、納期遅れの対応や迅速・柔軟な支払いなど、一層の配慮を講じていただくよう、関係団体（1,142団体）を通じ、大臣名で業界団体代表者を通じ、親事業者に要請開始。
- ・ 3月11日午前9時から、日本政策金融公庫、信用保証協会、商工会議所等に開設している「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」に加え、中小企業向け対応策の内容や資金繰りに関する相談に対応する「中小企業金融相談窓口」を設置
- ・ 3月11日、既の実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証を初めて発動。また、セーフティネット保証5号の対象となる業種について、316業種を対象に追加指定。
- ・ 3月10日、国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制を実施するため、関連政令を閣議決定。3/15施行。
- ・ 3月12日、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省では、テレワークの導入推進に向け、新型コロナウイルス感染症対策に対応する関係施策や、情報通信関連企業が実施している支援活動に係る情報を集約し、発信を開始。
- ・ 3月12日、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省では、テレワークの導入推進に向け、新型コロナウイルス感染症対策に対応する関係施策や、情報通信関連企業が実施している支援活動に係る情報を集約し、発信を開始。
- ・ 3月13日、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、2020年度卒

業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮を行うよう、内閣官房、文部科学省、厚生労働省と連名で関係団体に要請。

- ・3月17日、新型コロナウイルス感染症の影響で講習等が受講できない方など向けに受講期限等の延長措置を実施。

ガス消費機器設置監督者	講習を受けなければならない期間が令和2年3月31日に終了する方は、期間が1年間延長 (特監法施行規則第9条)
充てん作業 者、液化石油ガス 設備士	講習を受けなければならない期間が令和2年3月31日に終了する方は、期間が1年間延長 (液石法施行規則第74条第2項～第4項、第109条)
業務主任者	講習を受けさせなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長。 なお、選任した日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和2年2月1日から6月30日までの間に終了する場合は、期間が6月延長 (液石法施行規則第23条)
保安係員、保安 主任者	講習を受けさせなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長。 なお、選任した日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和2年2月1日から6月30日までの間に終了する場合は、期間が6月延長 (高圧ガス保安法 液石則第66条、一般則第68条、コンビ則第27条関係)
保安企画推進員	講習を受けさせなければならない期間が、選任後最初の講習は6月、二回目以降の講習は1年、延長 (高圧ガス保安法液石則第66条、一般則第68条、コンビ則第27条)
中小企業診断士	令和2年2月1日から同年4月30日までの間に新規登録、更新登録の申請が必要な方は、有効期間を6ヶ月間延長 令和2年3月31日までの間に養成課程の受講が必要な方は、有効期間を1年間延長

- ・ 3月18日、新型コロナウイルス感染症に伴う株主総会開催に関するお問い合わせについての回答ページをHPに掲載。
- ・ 3月19日、3月10日に公表した第2弾の緊急対応策に盛り込まれた商工中金による危機対応業務（商工中金の全国約100支店において、中小・小規模事業者に対する実質無利子貸付の相談）を開始。
- ・ 3月19日、厚生労働省及び経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策に対応する布製マスクの洗い方動画を作成し、公表。
- ・ 3月19日、「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、電気・ガス事業者に対し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟な対応を要請。

#### (17) 国土交通省

- ・ 1月16日、海事局、港湾局、航空局、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を発出
- ・ 1月20日、航空局から、武漢市からの直行便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施について協力要請を発出
- ・ 1月21日、関係閣僚会議後、直ちに国土交通省幹部会議を開催し、国土交通大臣から関係局に対して、迅速かつ的確な情報提供、水際対策の徹底等について指示を発出
- ・ 1月21日、海事局、港湾局、航空局、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を発出
- ・ 1月21日、自動車局から、業界団体に対し、感染対策に係る要請を発出
- ・ 1月22日、観光庁から、JNTO認定観光案内所に対し、感染対策に係る協力要請を発出
- ・ 1月22日、航空局から、武漢市からに加え、上海市からの直行便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「質問表」及び「健康カード」の配布について協力要請を発出
- ・ 1月22日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、感染対策を周知
- ・ 1月23日、航空局から、中華人民共和国から本邦到着便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「健康カード」の配布について協力要請を発出
- ・ 1月23日、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を発出
- ・ 1月24日、関係閣僚会議後、国土交通省幹部会議を開催し、国土交通大臣から関係局に対して、迅速かつ的確な情報提供の継続、航空機内・船内における「健康カード」、アナウンスの中国全便への拡大な

どの一層の水際対策への協力、入国後に発症した外国人旅行者の医療機関受診についての宿泊施設への周知、空港・港湾職員の感染予防対策及びこれらの措置の確実な実施に向けた状況把握について指示を发出

- ・ 1月24日、海事局から、業界団体、外国のクルーズ客船会社の日本代理店等に対し、中華人民共和国発着の外航客船、クルーズ客船における船内アナウンスの実施と「健康カード」の配布について協力要請を发出するとともに、各船舶での対応状況を個別に確認する取組を開始
- ・ 1月24日、港湾局から、港湾管理者及び業界団体に対し、検疫所との連携及び感染対策に係る協力要請を发出するとともに、厚生労働省に対し、クルーズ船の入港予定情報を提供
- ・ 1月24日、航空局から、業界団体に対し、感染対策に係る協力要請を发出
- ・ 1月24日、観光庁から、宿泊業関係団体、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、観光案内所、観光協会、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、体調不良が認められる観光客の医療機関受診の勧奨、医療機関の紹介及び従業員等の感染対策に係る協力要請を发出
- ・ 1月24日、観光庁から、旅行業協会に対し、外務省が湖北省全域の感染症危険情報をレベル3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行について中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請を发出
- ・ 1月27日、港湾局から、港湾管理者に対し、CIQ官署等も含めた既存の関係機関会議を活用した情報共有等の実施に係る協力要請を发出するとともに、関係省庁等に対し、春節期間中のクルーズ船の寄港状況に係る情報を提供
- ・ 1月27日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、新型コロナウイルスに関する対策ポイント、症状が発現した場合の行動等、宿泊者への情報提供のためのチラシの配布を要請
- ・ 1月28日、観光庁から、民泊仲介業者に対し、新型コロナウイルスに関する対策ポイント、症状が発現した場合の行動等、宿泊者への情報提供のための多言語チラシの配布を要請
- ・ 1月28日、観光庁HPに、官邸HPの感染対策特集ページのリンクを貼るとともに観光庁ツイッターにも掲載
- ・ 1月28日、自動車局から、バス・タクシー団体に対し、感染対策に係る更なる周知徹底を図るとともに、従業員に感染が確認された場合に国土交通省に報告するよう要請
- ・ 1月29日、海事局から、業界団体等に対し、国内でのまん延防止のため

の措置の徹底を要請する文書を発出

- ・1月29日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、改めて感染対策に係る周知徹底を図るとともに、従業員に感染が確認された場合に報告するよう要請
- ・1月29日、観光庁から、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、ツアー参加者の健康状態のチェックや発熱等の症状が出た場合の連絡・相談先の周知を実施
- ・1月29日、観光庁から、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局に対し、新型コロナウイルスに関する対策ポイント、症状が発現した場合の行動等、宿泊者への情報提供のための多言語チラシの配布を要請
- ・1月29日、道路局が帰国邦人の羽田空港から千葉県勝浦の施設までの移送にあたり、NEXCO東日本等の調整を行い、圏央道高滝湖SAをトイレ休憩施設等として確保し、搬送を支援
- ・1月30日、自動車局から、業界団体に対し、バス内におけるヒトからヒトへの感染が疑われる事案が発生したことに伴い、再度、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策の更なる徹底を要請
- ・1月30日、航空局から、業界団体に対し、空港職員等の感染予防対策の徹底を要請
- ・1月30日、観光庁から、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、バスの運転手・ガイド含むスタッフの健康状態のチェック、感染症対策等の徹底について協力を要請。また、旅行業協会等に対し、旅行者や添乗員等への適切な情報提供、発症が認められた場合における医療機関の受診の勧奨、医療機関の紹介等の支援、添乗員等に対するマスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策にかかる周知を要請
- ・1月30日、水管理・国土保全局から、国土交通省所管ダム管理者等に対して、感染予防対策を要請
- ・1月30日、港湾局から、港湾管理者や関係団体等に対し、国際埠頭の従業員等の感染予防対策の徹底を要請
- ・1月30日、大臣官房人事課から、国土交通大学校柏研修センターに対し、帰国邦人の受入れ態勢を検討するよう指示
- ・1月31日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対して、マスクの着用等の感染予防対策の実施と従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告するよう要請
- ・1月31日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対して、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知への協力を依頼

- ・1月31日、港湾局から、港湾管理者や関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解を周知
- ・1月31日、港湾局から、港湾管理者に対し、国際旅客船ターミナルにおける、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・1月31日、海事局から、海事関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解を周知
- ・1月31日、海事局から、業界団体等に対し、国際旅客船ターミナルにおける、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・1月31日、観光庁から、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解を周知
- ・1月31日、観光庁から、日本政府観光局（JNTO）に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解の周知を協力要請
- ・1月31日、観光庁から、宿泊業関係団体、旅行業協会に対し、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・1月31日、観光庁から、旅行業協会に対し、外務省が湖北省以外の中国全域の感染症危険情報をレベル2に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行について中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請を発出
- ・1月31日、観光庁は、感染症等を起因とした外国人観光客の減少等、経営環境の変化に直面している宿泊事業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、地方運輸局等内に特別相談窓口を設置
- ・1月31日、道路局から、各地方支分部局及び高速道路会社に対し、道の駅、バスタ、高速道路のSA・PA等不特定多数の人が集まる場所における通常の感染症対策及びJNTOの訪日外国人旅行者向けコールセンター設置の周知等の事務連絡を発出
- ・1月31日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対して、感染予防対策等を要請
- ・1月31日、国土地理院内の一般見学施設である「地図と測量の科学館」において、職員や一般利用者への感染予防策（マスク着用、手洗い励行）の徹底及び不測の事態が発生した場合の連絡体制を確認済み
- ・2月1日、観光庁から、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、民泊仲介業者に対し、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・2月1日、観光庁から、民泊制度ポータルサイトに訪日外国人旅行者向

けコールセンター連絡先等を掲載し周知

- ・ 2月1日、水管理・国土保全局から、人が多く集まる施設（交流館、資料館等）に対し、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を要請
- ・ 2月1日、道路局が帰国邦人の千葉県勝浦の施設から和光市への移送にあたり、トイレ休憩施設として千葉国道事務所のトイレを提供し、移送を支援
- ・ 2月2日、海事局から、業界団体等に対し、国内でのまん延防止のための措置の再徹底を要請する文書を発出
- ・ 2月3日、自動車局から、業界団体に対し、車内、営業所やバスターミナル等におけるチラシの掲示・配布等による、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・ 2月3日、観光庁から中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社、観光協会に対し、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・ 2月3日、海事局から、旅客船関係の業界団体等に対し、従業員が感染した際の報告を要請する文書を発出
- ・ 2月3日、航空局から、中華人民共和国から本邦到着便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「健康カード」及び「質問票」の配布について協力要請を発出
- ・ 2月3日、都市局から、国営公園に対し、感染予防対策の周知徹底等について要請を発出するとともに、都市公園を管理する地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう協力依頼
- ・ 2月3日、クルーズ船・ダイヤモンドプリンセス号に係る検疫錨地の確保について、港湾局が横浜市と調整
- ・ 2月4日、都市局から、自治体を通じて地下街管理会社等に対し、感染予防対策の周知徹底等について協力依頼
- ・ 2月5日、観光庁から、宿泊業関係団体、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、民泊仲介業者、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、新型コロナウイルス対策チラシ（内閣広報室制作）の周知を依頼
- ・ 2月5日、観光庁から、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、民泊仲介業者に対し、「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（厚生労働省通知）」を配布することで、新型コロナウイルス対策のために事業者が日頃留意すべき事項、新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応方法、感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策を周知
- ・ 2月5日、海事局から、業界団体に対し、船員に対する感染防止対策の

充実について要請

- ・2月5日、海事局から、業界団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用を受けた外航船舶運航事業者における対応について協力要請
- ・2月5日、海事局から、旅客船関係の業界団体等に対し、旅客が感染した際の報告を要請
- ・2月6日、港湾局から、港湾管理者に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる2/6付け閣議了解を周知・要請
- ・2月6日より、乗客の下船オペレーションに係るプレハブ施設管理や案内誘導等、及びリエゾン業務のため、横浜港大黒ふ頭に関東地方整備局職員を派遣
- ・2月6日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（厚生労働省通知）」の周知を依頼
- ・2月7日、自動車局から、バス・タクシー・トラックなどの関係業界団体に対し、厚労省が作成した感染症対策のチラシを、営業所、車内、バスターミナル等に掲示することにより、利用者に対する感染症対策の周知を協力要請。
- ・2月7日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、政府の作成した感染症対策のチラシを、職場や駅構内等に掲示することにより、従業員及び利用者に対する感染症対策の周知への協力を要請
- ・2月7日、都市局から、国営公園に対し、首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の徹底について要請を発出するとともに、都市公園を管理する地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう協力依頼
- ・2月7日、航空局から、業界団体等に対し、首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の徹底について協力を要請
- ・2月8日より、船会社と政府関係者との連絡調整等のため、クルーズ会社に国土交通省職員を派遣
- ・2月10日、都市局から、自治体を通じて地下街管理会社等に対し、厚労省が作成した感染症対策のチラシの掲示等による感染症対策の周知を協力依頼
- ・2月10日、道路局より帰国邦人のバス輸送を担う会社に対し、首都高速道路高架下駐車場の空き状況を情報提供
- ・2月12日、観光庁から、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社、日本政府観光局（JNTO）に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解の周知を協力要請



- ・ 2月12日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が中国からの早期の一時帰国や中国への渡航延期の検討のスポット情報を発出したことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請を发出
- ・ 2月12日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置をはじめとした利用者の感染症対策を要請
- ・ 2月12日、港湾局から、港湾管理者に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる2/12付け閣議了解を周知・要請
- ・ 2月12日、航空局から、関係事業者等へ新型コロナウイルスに関連した感染症対策の徹底（出入国管理及び難民認定法に基づく措置、機内アナウンスの実施、健康カード及び質問票の配布、検疫当局への協力、従業員等の感染予防対策、利用者の感染拡大防止、関係機関からの最新情報の入手）に関する協力要請を发出
- ・ 2月13日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、人が多く集まる施設への消毒液の設置等の感染症予防対策を要請
- ・ 2月13日、都市局から、国営公園に対し、消毒液の設置等、利用者の感染拡大防止に万全を期すよう要請を发出するとともに、都市公園を管理する地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう協力依頼
- ・ 2月13日、都市局から、自治体を通じて地下街管理会社等に対し、地下街における消毒液の設置等による利用者の感染症対策を協力依頼
- ・ 2月13日、住宅局から、地方公共団体、（独）都市再生機構、業界団体等に対し、公営住宅等の入居者やビルの利用者等に対する首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の注意喚起について、協力を要請
- ・ 2月13日、土地・建設産業局から、建設業関係団体等に対し、不特定の人や職員が訪れる施設、営業所、事業所、工事現場、寮等における消毒液設置等の感染症予防対策を要請
- ・ 2月13日、自動車局から、バスの関係業界団体に対し、不特定多数の者が集まる施設等における、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を要請
- ・ 2月13日、自動車局から、バス・タクシーの関係業界団体に対し、再度、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策の更なる徹底、利用者に対する感染症対策の周知を要請
- ・ 2月13日、海事局から、海事関係事業者団体に対し、人が多く集まる場所への消毒液の設置等の感染症予防対策を要請
- ・ 2月13日、観光庁から、宿泊業関係団体、都道府県等の住宅宿泊事業者

主管部局、民泊仲介業者、観光案内所、観光協会、日本政府観光局（JNTO）、旅行業協会に対し、不特定多数の者が集まる施設等における、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を要請

- ・ 2月13日、道路局から各地方支分部局及び各高速道路会社に対し、道の駅、高速道路のSA・PA、バスタ等、不特定多数の人が集まる場所における消毒液設置等の感染症予防対策の実施について事務連絡を发出
- ・ 2月13日、道路局から各地方支分部局及び各高速道路会社に対し、道の駅、高速道路のSA・PA、バスタ等、不特定多数の人が集まる場所における消毒液設置等の感染症予防対策の実施について事務連絡を发出
- ・ 2月14日、土地・建設産業局から、不動産業関係団体等に対し、不特定の人や職員が訪れる施設、営業所、事業所、寮等における消毒液設置等の感染症予防対策を要請
- ・ 2月14日、住宅局から、業界団体等に対し、賃貸住宅の入居者に対する首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の注意喚起について、協力を要請
- ・ 2月14日、住宅局及び厚生労働省から、各都道府県、業界団体等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の入居者や職員に対する首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の注意喚起について、協力を要請
- ・ 2月14日、海事局から、内航旅客船事業者団体に対し、船内での飲食を行う旅客船等について、まん延防止等の対策を徹底するよう周知
- ・ 2月14日、観光庁から、国内旅行を検討されている方に対し、正確な情報発信を行うとともに、情報入手先および旅行中の感染症対策について案内
- ・ 2月14日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が中国浙江省温州市の感染症危険情報をレベル3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請を发出
- ・ 2月14日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、従業員の感染症対策の徹底等、一般向け感染症対策の周知や新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置等利用者の感染症対策を要請
- ・ 2月15日、自動車局から、バス・タクシーの関係業界団体に対し、点呼時に体温測定により体調の確認を行うこと等や感染予防対策の実施を確認すること、体調不良時には乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応を取ることにについて、速やかに措置するよう要請

- ・2月16日、クルーズ船に乗る米国民の帰国に関し、空港までの移動ルートとして、首都高速道路等の調整を行い、帰国を支援
- ・2月16日、道路局が米国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速道路（株）等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月17日、国土交通省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省発表）」を周知し、感染拡大の防止について適切に対応するよう要請
- ・2月17日、観光庁は、感染症を起因とした旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している旅行業者等の不安を解消するため、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局内に特別相談窓口を設置
- ・2月17日、海事局から、内航旅客船事業者団体に対し、発出航前の体温測定等により体調の確認を行うこと、体調不良の場合は乗務させないこと等を追加で要請
- ・2月18日、道路局から、高速道路のSA・PA、道の駅、バスタの施設管理者等に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省発表）」の職員等への周知や施設内への掲示等について要請
- ・2月18日、海事局から、海事関係団体等に対し、「横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の健康観察期間終了に伴う下船について（厚生労働省発表）」を周知し、感染拡大の防止と併せ、下船者についても適切に対応するよう要請
- ・2月18日、観光庁から、宿泊業関係団体及び旅行業協会等に対し、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」乗客の健康観察期間終了に伴う、下船者に対しての下船後の宿泊施設利用時等における適切な対応について要請
- ・2月18日、「新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応」のホームページを開設
- ・2月18日より、道路局がダイヤモンド・プリンセス号乗客を受け入れる愛知県の医療センターまでの移送にあたり、厚労省、警察庁、NEXCO中日本（株）等と調整を行い、SA・PA等に一定のスペースを確保の上仮設トイレを設置、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月19日、道路局が豪州、新西蘭国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速（株）等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月19日より3日間、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客下船誘導等業務のため、横浜港大黒ふ頭及び横浜駅に関東運輸局から職員を派遣

(～21日)

- ・2月20日、国土交通省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ（厚生労働省発表）」の内容を周知
- ・2月20日、道路局がイスラエル国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月21日、道路局がカナダ、イタリア国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月21日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」乗客の健康観察期間終了に伴う、下船者に対しての下船後の宿泊施設利用時における適切な対応について再要請・2月22日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、従業員の感染症対策の徹底等、一般向け感染症対策の周知や新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置等利用者の感染症対策を改めて要請
- ・2月22日、道路局がイギリス国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月24日、土地・建設産業局から、建設業関係団体等に対し、再度、施設、営業所、事業所、工事現場等における消毒液設置等の感染対策の更なる徹底等を要請
- ・2月24日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、従業員の感染症対策の徹底等、一般向け感染症対策の周知や車内や新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置等に加え駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差出勤等の呼びかけを要請
- ・2月24日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が韓国の一部地域における症例の急増のスポット情報を発出したことを受け、最新の情報の把握と旅行者への正確な情報提供、感染予防措置の徹底等を行うよう要請
- ・2月25日、国土交通省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「新型コロナウイルスQ&A（官邸HP）」等を周知
- ・2月25日、道路局がフィリピン国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月25日、都市局から、国営公園に対し、新型コロナウイルスに関する

Q&Aをまとめたチラシの掲示等による感染症対策要請を発出するとともに、都市公園を管理する地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう周知

- ・2月25日、自動車局から、バスの関係業界団体に対し、バスの待合所やバスターミナルにおけるバス利用者等へのテレワークや時差通勤等の呼びかけを要請
- ・2月25日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が大邱広域市及び慶尚北道清道群の感染症危険情報をレベル2に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても渡航の可否について、慎重な判断を行うよう要請
- ・2月26日、都市局から、自治体を通じて地下街管理会社等に対し、新型コロナウイルスに関するQ&Aをまとめたチラシの掲示等による感染症対策の周知を協力依頼
- ・2月26日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局との連携、従業員等・利用者の感染対策、テレワーク・時差出勤の積極的活用、イベント等開催の考え方等）の徹底に関する協力要請を发出
- ・2月26日、道路局がインド国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月26日、港湾局から、港湾管理者等に対し、入国拒否地域の拡大について周知し、引続き水際対策の徹底を要請
- ・2月26日、海事局から、海事関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる2/26付け閣議了解を周知・要請
- ・2月26日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症対策の徹底（出入国管理及び難民認定法に基づく措置、船内アナウンスの実施、健康カード及び質問票の配布、検疫当局への協力、従業員等の感染予防対策、利用者の感染拡大防止、関係機関からの最新情報の入手）について協力を要請
- ・2月26日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がイラン全土の感染症危険情報について、レベル2を発出したことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても渡航の可否について、慎重な判断を行うよう要請
- ・2月26日、観光庁から、日本政府観光局（JNTO）に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解の周知を協力要請

- ・2月26日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、宿泊事業者向け支援内容の周知を依頼
- ・2月26日、国土交通省の各関係部局から、関係法人等に対し、テレワーク・時差出勤等への協力の呼びかけや、多数の人が集まる全国的なイベント等について、当面の間、中止、延期又は規模縮小等の対応等を要請
- ・2月27日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について通知し、併せて、他の公共工事発注者に対して、この措置内容を参考周知
- ・2月27日、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」を周知
- ・2月27日、土地・建設産業局は、監理技術者講習の実施機関に対し、3月末までに実施予定の講習については、それ以降に延期又は自宅学習の方法により実施するよう通知
- ・2月27日、土地・建設産業局から、都道府県に対し、「宅地建物取引士に対する講習（法定講習）における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知
- ・2月27日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、学習交流施設等の休館などを依頼
- ・2月27日、住宅局から、各登録講習機関に対し、4月末まで建築士定期講習の実施を控えること等について、「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知。また、各都道府県及び各建築士関係団体等に対しても、同様の対応をお願いする旨について通知。あわせて報道発表も実施
- ・2月27日、住宅局から、各特定行政庁、指定確認検査機関に対し、トイレ、システムキッチン等の設備の部品供給の延滞により、これらの設備の納品が遅れ、工期が延びることが想定されることを受け、「完了検査の円滑な実施について」を通知。業界団体に対してもこの旨周知
- ・2月27日、住宅局から、各都道府県等に対し、有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について周知
- ・2月27日、住宅局から、各都道府県等に対し、建築物防災週間（春季）における防災査察の実施等の見直しを検討するよう要請
- ・2月27日、道路局から施設等を管理する各地方公共団体及び各高速道路会社等に対し、当面のイベントの開催に関する国交省の対応状況の周

知及び適切な対応について要請

- ・2月28日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、学校の臨時休業に伴う建設業法上の取り扱いの明確化について通知
- ・2月28日、国土交通本省から、地方整備局等に対し、直轄工事及び業務に係る検査、打ち合わせ等を可能な限りWEBを活用するほか、やむを得ず対面で行う場合はマスク着用などの予防対策をしたうえで最小限の人数とする等、適切に対応するように通知
- ・2月28日、土地・建設産業局から、登録講習機関に対し、「登録講習における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知
- ・2月28日、土地・建設産業局から、登録実務講習実施機関に対し、「登録実務講習における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知
- ・2月28日、土地・建設産業局から、登録実務講習実施機関に対し、「管理業務主任者に対する登録実務講習における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知
- ・2月28日、土地・建設産業局は、建設業関係団体等に対し、学校の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が 短期間現場を離れること、工期途中で交代することは差し支えない旨通知するとともに、発注担当部局に対し、技術者等が確保できないといった事情により現場の施工の継続が困難な場合は、必要に応じ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるよう通知
- ・2月28日、土地・建設産業局は、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈について」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について」を周知
- ・2月28日、住宅局から、各都道府県等に対し、建築基準法第12条第1項及び3項の規定に基づく定期報告の報告期限の猶予等について協力を依頼
- ・2月28日、住宅局及び厚生労働省から、各都道府県、業界団体等に対し、サービス付き高齢者向け住宅等における新型コロナウイルスへの対応について周知
- ・2月28日、都市局から、国営公園に対し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための屋内施設の休館等の対応を要請
- ・2月28日、自動車局において、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで

#### 自動車検査証の有効期間を伸長

- ・ 2月28日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がイタリアのロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州の感染症危険情報について、レベル1を発出したことを受け、最新の情報入手や万全の安全対策を徹底するよう要請
- ・ 3月1日、道路局がインドネシア国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・ 3月1日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、雇用調整助成金特例措置の事務業主対象拡大等について周知を依頼
- ・ 3月2日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について通知
- ・ 3月2日、観光庁から、観光関係団体に対し、宿泊事業者向け支援内容の周知を依頼
- ・ 3月2日、住宅局から、関係法人等に対し、雇用調整助成金特例措置の事務業主対象拡大等について周知
- ・ 3月2日、大臣官房技術調査課から、地方整備局等に対し、建設現場の遠隔臨場に関する試行について通知
- ・ 3月3日、国土交通省の各関係部局から関係業界団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について（厚生労働省発表）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について（厚生労働省発表）」の内容を周知
- ・ 3月3日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対して、従業員等が感染した場合の速やかな報告を再要請
- ・ 3月3日、土地・建設産業局から、登録講習機関に対し、マンション管理業務主任者に対する講習（交付講習）について、自宅学習等による特例を認める旨を通知
- ・ 3月3日、道路局から地方支分部局及び（独）日本高速道路債権保有機構に対し、道路占用手続きの許可期間及び工事期間の延長手続きの簡略化等に関する事務連絡を发出
- ・ 3月4日、国土交通省本省から調達担当部局及び関係法人に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（中小企業庁長官要請）」を周知



- ・ 3月4日、水管理・国土保全局から、地方整備局等に対して、河川法許可手続の一部の弾力的な運用について通知
- ・ 3月5日、観光庁から、宿泊業関係団体及び旅行業関係団体等に対し、セーフティネット保証5号における宿泊業や飲食業旅行業者代理業旅行サービス手配業、ツアーオペレーター業などの追加指定について周知を依頼
- ・ 3月5日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がイラン全土、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の感染症危険情報をレベル2に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても渡航の可否について、慎重な判断を行うよう要請。また、イタリアのロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州の感染症危険情報をレベル3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
- ・ 3月5日、観光庁から、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局に対し、住宅宿泊事業者向け支援内容の周知を依頼
- ・ 3月5日、水管理・国土保全局から、(独)水資源機構に対して、従業員等が感染した場合の速やかな報告を再要請
- ・ 3月6日、土地・建設産業局から、宅建業法に規定する登録実務講習の実施機関に対し、Web講習等による代替措置に関する取扱いを通知
- ・ 3月6日、土地・建設産業局から、マンション管理適正化法に規定する登録実務講習の実施機関に対し、Web講習等による代替措置に関する取扱いを通知
- ・ 3月6日、自動車局から、バス・タクシーの関係業界団体に対し、バス・タクシーの車内換気に努めていただくよう要請
- ・ 3月6日、国土交通省の各関係部局及び観光庁から、関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組(出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等、航空機の到着空港の制限等)にかかる3/6付け閣議了解について協力を要請
- ・ 3月6日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症対策の再徹底(出入国管理及び難民認定法に基づく措置、船内アナウンスの実施、健康カード及び質問票の配布、検疫当局への協力、従業員等の感染予防対策、利用者の感染拡大防止、関係機関からの最新情報の入手等)について協力を要請
- ・ 3月6日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策(航空機の到着空港の限定に係る対応、入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局との連携)の徹底に関する協力要請を发出

- ・3月9日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（罹患確認時の早期報告、従業員等・利用者の感染対策）の再徹底に関する協力要請を发出
- ・3月10日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の再徹底（啓発ポスター及び健康カードの更新、関係機関からの最新情報の入手、船内アナウンスの実施等）について協力を要請
- ・3月10日、海事局、港湾局、観光庁から、関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる3/10付け閣議了解等を周知・要請
- ・3月10日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、イベント等開催の考え方等）の徹底に関する協力要請を发出
- ・3月11日、国土交通省の各関係部局及び観光庁から、関係法人等に対し、全国規模のイベントについて、今後概ね10日間程度は、引き続き中止、延期または規模縮小等の対応を要請
- ・3月11日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、工事及び業務の一時中止措置の延長等について通知
- ・3月11日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について通知
- ・3月11日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、下請契約及び下請代金支払いの適正化の徹底等について参考送付
- ・3月11日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、直轄工事及び業務の入札等の手続の対応（対象期間の変更）について通知
- ・3月11日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、学習交流施設等の休館延長などを依頼
- ・3月11日、土地・建設産業局から、建設業関係団体等に対し、下請契約においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として建設工事の一時中止・延期等に際しては、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講ずる等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めるよう要請
- ・3月11日、土地・建設産業局から、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」を地方公共団体に対して通知するとともに建設業関係団体等宛へ周知。併せて、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長」等について」を周知

- ・ 3月11日、観光庁から、旅行業関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」）について周知
- ・ 3月12日、都市局から、国営公園に対し、国が設置管理し、不特定多数の方が利用する屋内施設の休館延長（3月22日まで）を依頼
- ・ 3月12日、住宅局から、関係法人等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」）について周知
- ・ 3月12日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を受け、①車内換気の励行や換気状況等の利用者への周知②人の密度を下げるため、テレワーク等の呼びかけの継続③咳エチケットの周知など、飛沫を飛ばさないよう利用者への呼びかけの継続を要請
- ・ 3月12日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がスイス、スペイン、ドイツ及びフランス全土に感染症危険情報のレベル1を発出したことを受け、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、韓国、イタリア、イランの一部地域について、感染症危険情報のレベルを2または3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
- ・ 3月16日、土地・建設産業局から、不動産鑑定評価法に規定する実務修習機関に対し、集団形式等で行われる実務修習について十分な感染防止対策の実施、又はインターネット等を活用した代替措置の検討を要請
- ・ 3月16日、住宅局から、関係法人等に対し、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について」及び「中小企業信用保証のセーフティネット5号の追加指定について」周知

(18) 環境省

- ・ 1月22日、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、新型コロナウイルスを始めとする感染症に係る廃棄物の適正な処理について、通知を発出
- ・ 1月23日、世界遺産センター関係において、入園者が使用できる手指の消毒液を休憩所内等に設置し、感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙を設置するよう、各地方環境事務所に依頼
- ・ 1月23日環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・ 1月24日、国民公園関係において、入園者が使用できる手指の消毒液を

休憩所内等に設置し、感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙を設置。

- ・ 1月24日、国立公園関係において、ビジターセンター等の利用者が使用できる手指の消毒液を出入り口等に設置し、感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙を設置するよう、各地方環境事務所に依頼
- ・ 1月24日、野生生物保護センター等の利用者が使用できる手指の消毒液を出入り口等に設置し、感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙を設置するよう、各地方環境事務所に依頼
- ・ 1月30日、環境省新型コロナウイルス対策本部を設置
- ・ 1月30日、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の継続のための必要な措置の実施について、通知を発出
- ・ 1月31日、入園者に対し、コロナウィルス関連肺炎への予防行動（手洗い、咳エチケット等）の呼びかけ、発熱等症状がある場合の医療機関の受診を促す張り紙を掲示。英語・中国語の掲示には外国語で医療機関を検索できるサイトのQRコードを記載
- ・ 1月31日、自然公園財団・休暇村協会に対し、消毒液の設置や掲示等の対応を依頼
- ・ 1月31日、国立公園公式 SNS（Instagram と Facebook）を用いた定期的な注意喚起を開始
- ・ 2月3日、1月31日に掲示を開始した上記張り紙に医療機関受診前に連絡が必要な旨と外国人旅行客向けの JNTO の相談窓口の電話番号等を追記
- ・ 2月7日、1月31日に掲示を開始した上記張り紙に厚生労働省が運用をはじめたフリーダイヤルの番号と中国人向の中国領事館の相談受付の電話番号及びメールアドレスを追記
- ・ 2月14日、第2回環境省新型コロナウイルス対策本部会議開催
- ・ 2月18日、環境省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省発表）」を周知し、感染拡大の防止について適切に対応するよう要請
- ・ 2月20日、第2回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・ 2月21日、第3回環境省新型コロナウイルス対策本部を会議開催
- ・ 2月25日、第3回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・ 2月28日、第4回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・ 2月28日、第4回環境省新型コロナウイルス対策本部を開催
- ・ 2月28日、原子力規制庁HPにて、3月に実施予定の第62回原子炉主任技

術者試験筆記試験及び第52回核燃料取扱主任者試験における新型コロナウイルス等の感染症への対応について周知

- ・ 3月2日、原子力規制庁において、「原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 3月6日、第5回環境省新型コロナウイルス対策本部を開催
- ・ 3月9日、第2回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 3月13日、第6回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- ・ 3月13日、セーフティネット保証5号の指定業種に、廃棄物に関連する業計10業種が追加された（指定期間は3月13日～3月31日）。また、この旨を廃棄物処理業界団体等宛てに周知

(19) 海上保安庁

- ・ 1月21日、本庁から全管区海上保安本部に対し、水際対策の徹底及び職員の感染防止等について指示
- ・ 1月30日、「海上保安庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 1月31日、入管法に基づく入国拒否について、船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 1月31日、本庁から全管区海上保安本部に対し、入管法に基づく入国拒否措置を踏まえて、改めて水際対策の徹底及び職員の感染防止等について指示
- ・ 2月4日、巡視船艇により、クルーズ船へ検疫所職員及び検査キットを、クルーズ船から検体を搬送
- ・ 2月5日、「第三管区海上保安本部新型コロナウイルス対策本部」を設置
- ・ 2月5日、巡視船艇により、クルーズ船へ厚生労働省職員等を、クルーズ船から陽性反応者等を搬送
- ・ 2月12日、入管法に基づく入国拒否について、船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 2月26日、入管法に基づく入国拒否について、船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 3月10日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供

(20) 防衛省

- ・ 1月23日、所管する医療機関に対し、新型コロナウイルスに関する検査対応について、通知を发出
- ・ 1月24日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルスの感染予防の徹底等に関して、通知を发出

- ・ 1月29日、厚労省からの依頼を受け、チャーター機第2便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施
- ・ 1月30日、前日に引き続き、チャーター機第3便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施
- ・ 1月31日、自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する災害派遣(自主派遣)の実施を下令
- ・ 1月31日、中国からの帰国者の一時停留場所として活用するため、防衛省がPFI契約をしている民間船舶「はくおう」が東京湾へ向けて出港
- ・ 1月31日、中国からの帰国邦人等が宿泊している施設へ、施設運営の支援部隊を派遣開始
- ・ 2月1日、警察大学校及び財務省西ヶ原研修合同庁舎に滞在していた帰国邦人を税務大学校へ輸送
- ・ 2月2日、警察大学校と西ヶ原研修合同庁舎に残る物資(食料、生活用品等)を税務大学校へ輸送
- ・ 2月3日、防衛省職員に対し、2月1日に新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定されたことを周知するため、通知を発出
- ・ 2月4日、PFI契約をしている民間船舶「はくおう」が、海上自衛隊横須賀基地の岸壁に接岸し、今後、帰国者の受け入れが必要になった場合に備えて準備作業を開始
- ・ 2月5日、中国からの帰国邦人等の健康状態の確認や健康相談を行うため、医官及び看護官等を各宿泊施設へ派遣開始
- ・ 2月6日、所管する医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症に関する対応、医療体制、届出の基準及びN95マスクの適切な使用に関する通知を発出
- ・ 2月6日、チャーター機第4便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施
- ・ 2月7日、自衛隊の医官がクルーズ船において医療支援を開始
- ・ 2月7日、自衛隊員がクルーズ船において乗客等の下船の支援を実施
  - ①救急車4両を派遣し、陽性の方を病院に搬送
  - ②陽性の方などのプライバシー保護のためのブルーシート展張支援
- ・ 2月9日、クルーズ船内への物資の搬入及び船内での仕分け作業を実施
- ・ 2月9日、自衛隊員がクルーズ船において乗客等の下船の支援を実施
  - ①救急車3両を派遣し、陽性の方を病院に搬送
  - ②陽性の方などのプライバシー保護のためのブルーシート展張支援
- ・ 2月10日、医療支援のため、薬剤官3名をクルーズ船に派遣
- ・ 2月12日、医療支援のため、看護官等5名をクルーズ船に派遣

- ・ 2月13日、下船時におけるPCR用検体採取支援のため、当面医官8名、看護官等12名及び調整要員1名を派遣
- ・ 2月13日、医師・看護師等の資格を有する予備自衛官を最大約50名招集するための命令発出
- ・ 2月13日、クルーズ船からの下船者の健康観察施設における生活支援要員及び医官チームを派遣（じ後最大約90名を想定）
- ・ 2月14日から、クルーズ船からの下船希望者の健康観察施設への輸送を実施
- ・ 2月15日、下船時におけるPCR用検体採取支援のため、医官5名を追加派遣
- ・ 2月15日、クルーズ船に約30名の要員を追加派遣し、医療支援、生活支援等に加え、船内の共同区画の消毒支援を実施
- ・ 2月16日から、クルーズ船からの下船を希望する米国人（約330人）について、自衛隊車両により羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月16日、チャーター機第5便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施
- ・ 2月17日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対応に関して、通知を発出
- ・ 2月18日、PCR陽性で無症状者（同室者等含む）約30名を、自衛隊バスにより愛知県の医療施設へ搬送
- ・ 2月19日、看護師の資格を持つ予備自衛官2名が、税務大学校において、帰国邦人等の健康状態のチェック等の業務を実施予定
- ・ 2月19日、所管団体に対し、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対応に関して、通知を発出
- ・ 2月19日、クルーズ船からの下船を希望するオーストラリア人等（約170名（ニュージーランド人4名を含む））について、自衛隊車両により羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月19日から、クルーズ船からの陰性判定の乗船客の下船に伴い、下船者の荷物の運搬及び大黒ふ頭構内の下船者及び車両の誘導支援を実施
- ・ 2月20日から、自衛隊の医官等が、クルーズ船乗員に対するPCR検査を実施
- ・ 2月20日夜～21日未明にかけて、クルーズ船からの下船を希望するカナダ人（約130名）及びイスラエル人（約10名）について、自衛隊車両により羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月21日、防衛省職員及び所管団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の防止について、通知を発出

- ・ 2月21日夜～22日未明にかけて、クルーズ船からの下船を希望するイタリア人等（約40名）、イギリス人（約30名）について、自衛隊車両により羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月22日、経過観察が必要な乗客約90名の宿泊施設（税務大学校）への輸送を実施
- ・ 2月25日、クルーズ船のフィリピン人船員（約450名）について、自衛隊車両により、羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月25日、防衛省・自衛隊が主催する行事等について、通達を发出
- ・ 2月25日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、通知を发出
- ・ 2月25日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の防止のためのテレワーク等の活用による混雑時間帯を回避した出勤の推進について、通知を发出
- ・ 2月26日、クルーズ船のインド国籍の乗員等（約120名）について、自衛隊車両により、羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月27日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の防止のための人事異動に際しての留意事項について、事務連絡を发出
- ・ 2月27日及び28日、クルーズ船の乗員（計約180名）について、自衛隊車両により、国税庁税務大学校への輸送を実施予定
- ・ 2月28日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特別休暇の付与について、通達を发出
- ・ 3月1日、クルーズ船のインドネシア人の乗員（約70名）について、自衛隊車両により、羽田空港への輸送を実施。
- ・ 3月1日、クルーズ船の乗員（約60名）について、自衛隊車両により、国税庁税務大学校への輸送を実施。
- ・ 3月1日をもって、大黒ふ頭における自衛隊の活動は終了。
- ・ 3月2日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る隊員に対する特別休暇の付与について、通達を发出（2月28日の通達から対象を拡大）
- ・ 3月8日をもって、国税庁税務大学校における自衛隊の活動は終了
- ・ 3月16日、防衛大臣が災害派遣の終結命令を发出し、活動を終了